

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 280 号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する
規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「相談課」を「管理課，相談課」に改める。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし，次長が2人置かれている場合にあつては，次長は，担当事務につき，所長を補佐し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

第3条第5項中「(診療科に置く担当課長を除く。)」を「，担当課長補佐及び担当係長(管理課に置くものに限る。)並びに係長」に改め，同条第6項中「(診療科に置く担当課長に限る。)」を削り，「担当係長」の右に「(管理課に置くものを除く。)」を加え，同条第7項を削り，同条第8項を同条第7項とする。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)